

申請から報告までの手順

I 申請（生徒・保護者→担任／顧問・学校長→教育振興会）

*申請の手順は以下のとおりです。不明な場合は、当会までご照会ください。

手順1 支援金の受給対象者であるかどうかの確認（当該年度分）をしてください。

下記（1）（2）（3）のいずれかに該当する場合、受給対象者です。

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| （1）生活保護（生活扶助）受給世帯 | 居住地の福祉事務所で確認できます |
| （2）県及び市町村民税所得割非課税世帯（所得割0円） | 居住地の役所で確認できます |
| （3）高校生等奨学給付金受給者 | 在籍高校で確認できます
(10月ごろ在籍高校から通知があります) |

手順2 手順1の要件を証明する書類を準備してください。（「写し（コピー）」で結構です）

- （1）生活保護（生活扶助）受給世帯
 〈生活保護受給証明書〉 居住地の福祉事務所で依頼すれば即日発行されます
- （2）県及び市町村民税所得割非課税世帯（所得割0円）
 〈課税（非課税）証明書〉 居住地の役所で請求すれば即日発行されます
 または
 〈納税通知書〉 6月ごろ居住地の役所より家庭に届きます
 ※いずれの場合も親権者全員分が必要です。
- （3）高校生等奨学給付金受給者
 〈高校生等奨学給付金支給決定通知書〉 10月ごろ在籍高校から通知があります
 ※全国高等学校総合体育大会冬季大会に利用できます

手順3 扶養関係を証明する書類を準備してください（「写し（コピー）」で結構です）

- （1）生活保護（生活扶助）受給世帯
 必要な書類はありません。
- （2）県及び市町村民税所得割非課税世帯（所得割0円）
- ア 親権者が2人の場合
 〈生徒本人の健康保険証〉
 ※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、あわせて様式4「扶養申立書」を提出してください。
- イ 親権者が1人の場合
 (ア)「課税証明書」等に「寡婦（夫）、ひとり親等の記載がある場合
 〈生徒本人の健康保険証〉
 ※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、あわせて様式4「扶養申立書」を提出してください。
- (イ)「課税証明書」等に「寡婦（夫）、ひとり親等の記載がない場合
 〈生徒本人の健康保険証〉および〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉
 ※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉にかえて、様式4「扶養申立書」を提出してもかまいません。

手順4 申請書類の作成（様式は当会 HP からダウンロードできます）

（1）様式1（高等学校全国大会参加生徒支援金受給申請書）

「学校長確認欄」については、顧問または担任の先生にお願いしてください。

（2）様式2（振込口座申出書）

手順5 口座番号を確認するための書類の作成

「通帳」または「キャッシュカード」の写し（コピー）をA4サイズの下紙に貼付してください。

手順6 申請書類の提出

大会前に以下の書類を郵送で提出してください

（1）様式1（高等学校全国大会参加生徒支援金受給申請書）

（2）様式2（振込口座申出書）

（3）手順2、3、5で用意した書類

Ⅱ 審査・支援金給付（教育振興会→学校長・担任／顧問→生徒・保護者）

*申請書等の記載内容を審査し、申請者（生徒・保護者）と学校長に「審査結果」を通知します。
給付決定者には申請された指定の口座に支援金を給付します。

Ⅲ 報告（生徒→教育振興会）

*様式3（全国大会参加報告書）の提出

- ・大会終了後1週間以内に、現地での大会の様子を写した写真とともに、様式3（報告書）を郵送またはメールで当会まで提出してください。
- ・必ず本人が写っているものを提出してください。写真は現像したものでもデータをWord文書等に貼り付けたものでもかまいません。メールで提出する場合は、JPEGやPDF等の形式で提出いただくかまいません。
- ・体調不良等で大会に参加しなかった場合は、支援金を返還していただきます。必ず、当会までご連絡ください。